

岩手県告示第290号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川安家川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、県北広域振興局土木部及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター並びに岩泉町役場及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也